

## 西宮市不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症 PCR 検査事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により不安を抱える妊婦の不安解消を図るため、国が定める母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（以下「国要綱」という。）別添 21-1「新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業」及び同要綱別添 21-2「不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症検査の要件について」に基づき、兵庫県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症 PCR 検査事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業は西宮市が兵庫県に委任し、兵庫県が代表して県内の妊婦健康診査を実施しているかかりつけ産科婦人科医療機関（以下「受託医療機関」という。）に委託して実施する。

### (対象者)

第3条 この要綱により検査を受けることができる対象者（以下「対象者」という。）は、次の要件をすべて満たし、新型コロナウイルス感染症に不安を抱え、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査希望があり、かかりつけの産科婦人科医療機関の医師が健康状態により検査が可能と判断した者とする。ただし、市長が国要綱別添 21-1 の 4. 留意事項(3)の規定を踏まえ、個別に助成の対象とした者については、この限りではない。

- (1) 西宮市内に住民登録がある、又は西宮市内の産科婦人科医療機関を受診している妊娠 34 週以降の妊婦であること。
- (2) 国要綱別添 21-2 の要件を満たす自治体内において検査を受検していること。
- (3) 他の自治体を実施する国要綱に基づく本事業の助成を受けていないと認められること。
- (4) 検査受検時点で新型コロナウイルス感染症を疑う症状がなく、受検前に第2条の受託医療機関により国要綱別添 21-2 3. (2)②に規定される適切な検査前説明を受けたと認められること。また、この要綱の施行日以降については、受託医療機関に対して、検査申込書兼同意書を提出することとする。なお、受託医療機関は、妊婦が適切な検査前説明を受けたことを確認できるよう、検査申込書兼同意書の提出があった場合は、検査を実施した年度から5年間保管するものとする。

### (事業内容)

第4条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

#### (1) 受検希望者への検査前説明

受託医療機関は本事業による検査を希望する妊婦に対し、事前に以下の説明を行うこと。

ア 検査は、妊婦が希望する場合に任意で行われるものであること。ただし、陣痛発来など妊婦の状態に応じて、新型コロナウイルス感染症の検査よりも必要な処置が優先される可能性があること。

イ 検査の性質上、偽陽性、偽陰性が一定の確率で起こりうること。

ウ 検査結果が陽性の場合、症状の有無に関わらず、原則入院等になるなど生活が制限さ

れる可能性があること。

エ 検査結果が陽性の場合、症状の有無に関わらず、分娩場所の変更や計画分娩、帝王切開等での分娩の可能性があること。

オ 検査結果が陽性の場合、症状の有無に関わらず、分娩後の一定期間、母子分離等となる可能性があること。

カ 新型コロナウイルス感染症に感染した妊産婦は、希望により継続的なケア支援が提供されること。

## (2) 検体採取・結果説明

受託医療機関は、(1)において検査前説明を行った上で、同意を得られた妊婦に対して、本事業対象の PCR 検査を行うための検体を採取し、検査結果判明後、速やかに妊婦へ説明する。

## (3) 検査費用の請求

受託医療機関は、(2)において検体採取を行い、結果を説明した妊婦について、申請書を取りまとめ、四半期毎に西宮市へ請求する。

## (検査における連携・協力)

第5条 受託医療機関は、本事業の実施にあたり、関係機関等と十分に連携を図り、対象者が陽性の場合には感染症法に基づき届け出を行うとともに、希望に応じて専門職による専門的ケアや電話での相談支援を勧奨すること。

## (実績報告)

第6条 検査を実施した西宮市内の受託医療機関は、兵庫県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症 PCR 検査事業委託契約書に基づき、西宮市不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症 PCR 検査事業実績報告書(第1号様式)により、西宮市に検査実績を報告する。

## (検査費用の支払い)

第7条 受託医療機関で受けた検査に要した費用に対し、1人の妊婦につき1回の検査に限り2万円を限度に支払うものとする。

## (申請及び支払の決定)

第8条 本事業により助成を受けようとする対象者は、以下のいずれかにより、検査費用の助成申請を行うことができるものとする。

### (1) 検査を受検した対象者が直接検査費用の助成を申請する場合

対象者は、検査を受検した日の属する年度の末日から起算して30日以内(当該日が土日、祝日の場合は、翌開庁日)までに、市長あてに西宮市不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症 PCR 検査事業申請書(第2号様式)(以下「申請書」という。)を提出しなければならない。

(2) 検査を受検した対象者が、受託医療機関に対し、本事業の請求及び受領を委任した場合、委任を受けた西宮市内の受託医療機関は、西宮市不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症PCR検査事業請求書(第3号様式)(以下「請求書」という。)に申請書を添付して、前号に定める期限までに市長へ提出するものとする。

なお、請求書の提出について、受託医療機関は検査実施月の属する四半期毎に、申請書をまとめて、各四半期末の翌月以降に提出することができることとする。

2 前項の申請書には、受託医療機関が発行した検査に要した費用の確認が出来る領収書を添付しなければならない。ただし、申請書の検査に要した費用証明欄に受託医療機関による記入及び押印のある場合、添付を省略することができる。

3 市長は、提出のあった本条第1項から第2項に定める書類について審査を行い、請求の可否及び金額について決定し、書類記載の口座振込先へ支払うとともに、請求が認められない場合は、申請書の提出者あてに、西宮市不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症PCR検査事業不承認通知書(第4号様式)により通知する。

#### (費用の返還)

第9条 市長は、申請書または請求書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって検査費用を受領したのに対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還請求を受けたものは、速やかに市長に返還しなければならない。

#### (個人情報の保護)

第10条 本事業の関係者は、本事業について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

#### (補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

1. 兵庫県が定める「兵庫県不安を抱える妊婦への分娩前新型コロナウイルス感染症PCR検査事業実施要綱」の内容については、本市で事業を実施する場合において本要綱に内容を読み替えることとする。

2. この要綱は、令和2年12月1日から実施する。